

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下この条において同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により行った送付その他の行為（以下この項において「送付等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官が行った送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対して行った申請その他の行為（以下この項において「申請等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対して行った申請等とみなす。

在ブラジル日本国大使（バイア州、セルジッペ州、アラゴアス州、ベルナンブコ州、バライーバ州、リオ・グランデ・ノルテ州及びセアラ州の区域を管轄する場合に限る。）
在レシフェ日本国総領事

2 この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の三箇月前の日から施行日の前日までの間に次の表の上欄に掲げる区域からそれぞれの下欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するもの又は施行日の三箇月前の日から施行日の前日までの間に同表の下欄に掲げる区域からそれぞれの上欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するものがした公職選挙法第三十条の四に規定する在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域は、この省令による改正後の在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令別表の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域とそれぞれの下欄に掲げる区域を合わせた区域とする。

ブラジル（在クリチバ、在サンパウロ、在マナウス及び在リオデジャネイロの各日本国総領事の管轄区域並びにバイア州、セルジッペ州、アラゴアス州、ベルナンブコ州、バライーバ州、リオ・グランデ・ノルテ州及びセアラ州の区域を除く。）
ブラジル（バイア州、セルジッペ州、アラゴアス州、ベルナンブコ州、バライーバ州、リオ・グランデ・ノルテ州及びセアラ州の区域に限る。）

○法 務 省 令 第 九 号
厚 生 勞 働 省 令 第 九 号

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）の一部及び雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第七十六号）の施行に伴い、並びに外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二十七条第二項及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第三十六号）第一条の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十六日

法務大臣 上川 陽子
厚生労働大臣 加藤 勝信

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法律第八十九号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(労働条件等の明示)</p> <p>第三十二条 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第五条の三第三項の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 団体監理型技能実習生等に対して法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件（以下「従事すべき業務の内容等」という。）の範囲内で従事すべき業務の内容等を特定する場合</p> <p>二 団体監理型技能実習生等に対して法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等を削除する場合</p> <p>三 従事すべき業務の内容等を追加する場合</p>	<p>(労働条件等の明示)</p> <p>第三十二条 (新設)</p>

2 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の第三第三項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 前項第一号の場合において特定する従事すべき業務の内容等
 - 二 前項第二号の場合において削除する従事すべき業務の内容等
 - 三 前項第三号の場合において追加する従事すべき業務の内容等
- 3 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の第三第四項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

七 団体監理型技能実習生等を雇用しようとする者の氏名又は名称に関する事項

4 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の第三第四項の主務省令で定める方法は、前項各号に掲げる事項（以下この項及び次項において「明示事項」という。）が明らかとなる次のいずれかの方法とする。ただし、技能実習職業紹介（監理団体の実習監理を受ける団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型技能実習を行わせようとする者をいう。以下同じ。）のみを求人者とし、当該監理団体の実習監理に係る団体監理型技能実習生等のみを求職者とし、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における技能実習に係る雇用関係の成立をあっせんすることをいう。以下同じ。）の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法によることができない場合において、明示事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。

5 (略)

6 団体監理型実習実施者等は、団体監理型技能実習生等に対して法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の第三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等に関する記録を、当該明示に係る技能実習職業紹介が終了する日（当該明示に係る技能実習職業紹介が終了する日以降に当該明示に係る労働契約を締結しようとする者があつた）及び当該明示に係る労働契約を締結する日）までの間保存しなければならない。

別記様式第1号（第4条第1項関係）（日本工業規格A列4）

第7面 A・B・C・D・E・F

申請者は外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第10条各号に規定する以下に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）(抄)
- (略)
- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第三百三十六号）(抄)

第一条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第十條第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

(新設)

法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第五条の第三第三項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

1 (略)

(新設)

2 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の第三第三項の主務省令で定める方法は、前項各号に掲げる事項（以下この項及び次項において「明示事項」という。）が明らかとなる次のいずれかの方法とする。ただし、技能実習職業紹介（監理団体の実習監理を受ける団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型技能実習を行わせようとする者をいう。以下同じ。）のみを求人者とし、当該監理団体の実習監理に係る団体監理型技能実習生等のみを求職者とし、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における技能実習に係る雇用関係の成立をあっせんすることをいう。以下同じ。）の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法によることができない場合において、明示事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。

3 (略)

(新設)

別記様式第1号（第4条第1項関係）（日本工業規格A列4）

第7面 A・B・C・D・E・F

申請者は外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第10条各号に規定する以下に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）(抄)
- (略)
- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第三百三十六号）(抄)

第一条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第十條第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

十二 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定

十三（略）

十四 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定

十五（略）

別記様式第 11 号（第24条及び第41条第 1 項関係）（日本工業規格 A 列 4）
第 2 面

申請者は外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第26条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約します。
また、監理責任者が、同条第5号イ（同法第10条第11号に係る部分を除く。）又はロからこのいずれにも該当しないものであることを誓約します。

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）（抄）
（略）

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第三百三十六号）（抄）
（法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）

第一条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一～十一（略）

十二 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定

十三（略）

十四 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定

十五（略）

十二 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（第一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定

十三（略）

十四 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定

十五（略）

別記様式第 11 号（第24条及び第41条第 1 項関係）（日本工業規格 A 列 4）
第 2 面

申請者は外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第26条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約します。
また、監理責任者が、同条第5号イ（同法第10条第11号に係る部分を除く。）又はロからこのいずれにも該当しないものであることを誓約します。

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）（抄）
（略）

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第三百三十六号）（抄）
（法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）

第一条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一～十一（略）

十二 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（第一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定

十三（略）

十四 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定

十五（略）